

○文部科学省告示第 号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年 月 日

文部科学大臣 松本 洋平

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

一 大学
 (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

一 大学
 (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

(単位：百万円)

(単位：百万円)

備考 一～十 [略]	合計	設備の整備に要する経費	校舎の整備に要する経費	学部の種類				
				人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学 関係 (医学関係 及び歯 学関係 を除く。)	その他	医学関係 (うち附 属病院 分)	歯学関係 (うち附 属病院 分)
	九二二	四一	八八〇		六一	一一、一九	二二、〇〇	六、二五
	五	八二九	六一		〇三	一一七、	五六六	六
	二、六二	一六三	一一、一九		七	七、九〇	七八	七八
	四	二九、九	二二、〇		八	二、〇八	八	二、〇八
	四	一〇	六		七	七、九〇	七八	七八
	四	八、三四	六		七	七、九〇	七八	七八
	四	八、三四	六		七	七、九〇	七八	七八
	四	八、三四	六		七	七、九〇	七八	七八
	四	八、三四	六		七	七、九〇	七八	七八
	四	八、三四	六		七	七、九〇	七八	七八

備考 一～十 [同上]	合計	設備の整備に要する経費	校舎の整備に要する経費	学部の種類				
				人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学 関係 (医学関係 及び歯 学関係 を除く。)	その他	医学関係 (うち附 属病院 分)	歯学関係 (うち附 属病院 分)
	八二二	四〇	七七二		六一	一一、〇四	一九、三	五、四八
	九	八〇三	六一		〇一	一一五、	四〇九	八
	二、三七	一五八	五		七	七、六六	七五	二、〇二
	三	二六、九	二		七	七、六六	七五	二、〇二
	三	二六、九	二		七	七、六六	七五	二、〇二
	三	二六、九	二		七	七、六六	七五	二、〇二
	三	二六、九	二		七	七、六六	七五	二、〇二
	三	二六、九	二		七	七、六六	七五	二、〇二
	三	二六、九	二		七	七、六六	七五	二、〇二
	三	二六、九	二		七	七、六六	七五	二、〇二

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七

設備の整備に要する経費	一二	二四九	五〇
合計	四三九	八二四	五二一
備考	一〇六 [略]		

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類	
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係 その他
校舎の整備に要する経費	五〇六	七一八
設備の整備に要する経費	二五	四九八
合計	五三一	一二一六
備考	一・二 [略]	

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	八八〇	一、一四二
設備の整備に要する経費	三〇八	六一四
合計	一、一八八	一、七五六
備考	一〇五 [略]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

設備の整備に要する経費	一二	二四二	四八
合計	三八六	七四七	四六一
備考	一〇六 [同上]		

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類	
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係 その他
校舎の整備に要する経費	四四四	六三〇
設備の整備に要する経費	二四	四八三
合計	四六八	一一一三
備考	一・二 [同上]	

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七七二	一、〇〇二
設備の整備に要する経費	二九九	五九五
合計	一、〇七一	一、五九七
備考	一〇五 [同上]	

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和十年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。